

自家用有償観光旅客等運送事業（通称「やぶくる」）の取組について

平成30年5月26日、自家用有償観光旅客等運送事業（通称「やぶくる」）が運行開始！



養父市が抱えていた交通課題

 タクシー会社所在地

 定期バス路線経路
 コミュニティバス路線経路
 自家用有償バス路線経路
 線路

関宮地域

八鹿地域

**【タクシー空白地】
交通手段の充実
が求められる！**

大屋地域

養父地域

 市民ドライバー（イメージ）

5 km

課題

- ・公共交通だけで市内全域をカバーできておらず、少なからず不便な地域が散見
 - 家からバス停まで距離があり、徒歩で行くことが難しい
 - 市域が広いため、タクシーの迎車にも時間と費用がかかり、特にタクシー会社の拠点が無い関宮、大屋地区では顕著
 - 運行するタクシーの台数も限られており、利用頻度を考えると規模拡大も困難
- ・気軽に市内観光をしようと思っても、移動手段がなくて困る
- ・市民や観光客の交通手段をどのように確保するかが課題

国家戦略特区法による規制緩和

国家戦略特区法の一部改正法概要(自家用有償運送等の比較)

国土交通省

【安倍総理発言(抄)】
(平成27年10月20日 第16回国家戦略特区諮問会議)

「日本を訪れる外国の方々の滞在経験を、より便利で快適なものとしていかなければなりません。このため、旅館でなくても短期に宿泊できる住居を広げていく。過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する。」

一部改正法案閣議決定 平成28年3月11日

一部改正法公布 平成28年6月3日

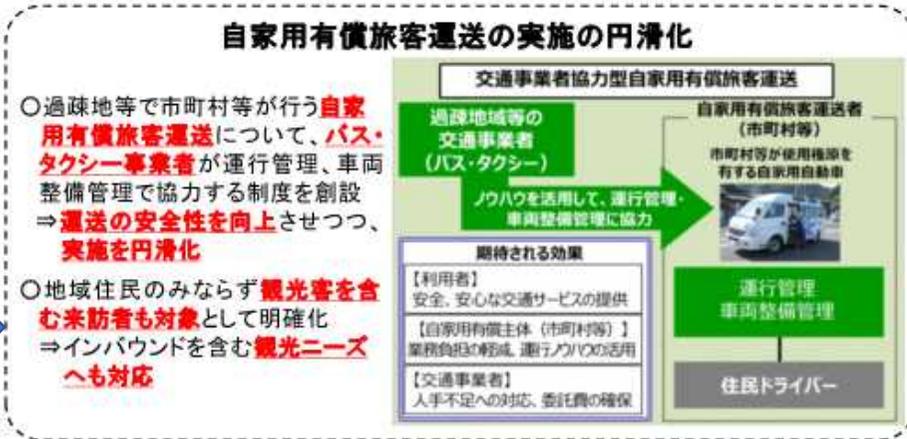
一部改正法施行日 平成28年9月1日

平成28年9月1日 一部改正法施行
→誰でも運送可能に

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)	タクシー事業 (道路運送法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送 (登録制)	同左	事業用自動車による旅客運送 (許可制)
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客	全ての旅客
運送主体	市町村、非営利団体	同左	運送事業者
安全要件	○運転者：第二種運転免許又は大臣認定講習等 ○車両：車検期間は2年(初回は3年) ○運行管理：責任者の選任	同左	○運転者：第二種運転免許 ○車両：車検期間は1年 ○運行管理：国家資格 ○役員：法令試験
実施手続	○地域関係者による合意 ・市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等(地域公共交通会議又は運営協議会)	○国家戦略特別区域会議による計画策定 ・国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長、事業実施予定者等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施予定者、運送事業者が別途事前協議 ○国土交通大臣の同意 ○内閣総理大臣による認定	

道路運送法でも自家用有償運送の運送対象を緩和
(令和2年11月27日施行 国土交通省)

4年後



自家用有償旅客運送の通達の概要（平成29年12月7日通達）

項目	登録に関する処理方針等（関係通達）
路線又は運送の区域	区域計画に定められた路線又は運送の区域
使用する自動車	市町村、NPO等の実施主体が使用権原を有する自家用車 (ボランティア個人の持込み可能)
主な運送の対象	外国人観光客その他の観光客
運行主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施主体である場合は一般旅客自動車運送事業の許可を有している者に委託して実施可能 ・<u>NPO等は実施主体自身で実施</u>
安全な運転のための確認	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難な場合には、電話により確実に実施できる体制を確保</u> ・運行委託を行う場合は、運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする
旅客から収受する対価	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実費の範囲内</u> ・国家戦略特別区域会議の意見を聴いていること (路線を定める場合はバス運賃を目安。<u>運送の区域を定める場合はタクシー運賃の概ね1/2を目安。あくまで目安であり、上限として定められているものではない。</u>)
外国人観光旅客の利便確保	当該運送が公的に認められた運送であることがわかる文字（Authorized Private Car Service)を見やすく表示するよう努める
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・二種免許又は大臣認定講習 (<u>一種免許の運転者の講習については、事業用自動車の運転者に準ずる内容</u>)

経過と事業実施までのスケジュール

1年半

H27. 秋 養父市が国家戦略特区の「道路運送法の特例」の活用を提案

H29. 6. 13 養父市新たな自家用有償旅客運送事業準備検討会議の設置

タクシー事業者、バス事業者、市で事業実施のために必要な事項の検討を開始
H30.4までに9回の会議を開催

H29.6.13 養父市新たな自家用有償旅客運送事業準備検討会議を設置、第1回検討会議を開催
会長に小柴氏（有あいあい）、副会長に藤本氏（全但タクシー(株)）を選出

H29.7.12 第2回検討会議を開催

実施主体としてNPO法人を設立し、大屋及び関宮地域での実施を前提とした議論を進める

H29.9.7 第3回検討会議を開催

実施主体の構成員や運営、料金設定の考え方、安全性の担保（保険、アルコールチェッカー）等について協議

H29.10.16 第4回検討会議を開催

実施主体の構成員や運営、料金設定、安全性の担保と必要機器、登録ドライバー等について協議

H29.11.13 第5回検討会議を開催

実施主体の構成員や運営、料金設定、安全性の担保と効率的な運営の仕組み、登録ドライバー等について協議

H29.12.27 第6回検討会議を開催

安全性の担保と効率的な運営の仕組み、登録ドライバー、NPO法人の設立等について協議

H30.2.5 第7回検討会議を開催

安全性の担保と効率的な運営の仕組み、登録ドライバー、事業実施までの準備等について協議

H30.3.12 第8回検討会議を開催

連絡体制、登録ドライバー、運送者登録申請、愛称等について協議

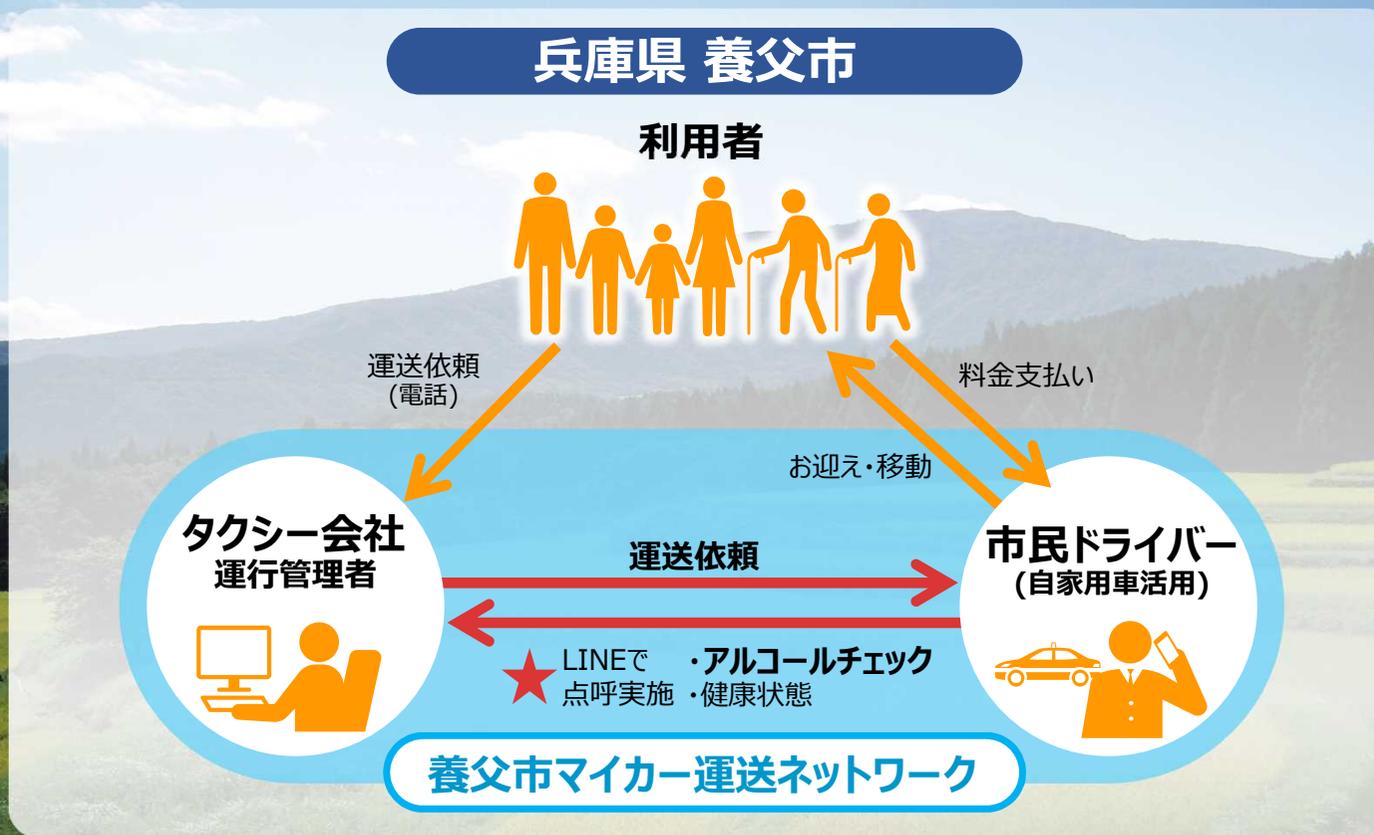
H30.3.28 第1回理事会兼第9回検討会議を開催

連絡体制、登録ドライバー、運送者登録申請、愛称等について協議

H30. 5. 26 自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」の運行開始！！

1年

安全性が担保された事業スキーム



受付をタクシー会社が行い、タクシー会社が遠隔で点呼を実施する体制

「やぶくる」の組織と仕組み

- 平成30年3月に、実施主体となるNPO法人「養父市マイカー運送ネットワーク」を組織し、5月より新たな自家用有償旅客運送事業(通称「やぶくる」)を運行開始

NPO法人 養父市マイカー運送ネットワーク

タクシー・バス事業者

ドライバーの安全運行対策・運行管理、経営ノウハウの提供

観光関連団体

観光客への新たな観光ルートへの提案、市内観光施設の相互連携

地域(自治組織)

市民ニーズの反映、ドライバー確保への協力

企業、団体、市民が一体となった運営形態を構築

賛同する者

参考



やぶくる YABUKURU

利用者
◆ 利便性UP

【利用件数】
堅調に推移

平成30年度	169件 (290人)
令和元年度	305件 (472人)
令和2年度	465件 (543人)
令和3年度	425件 (546人)
令和4年度	338件 (431人)
令和5年度	307件 (400人)

市民の交通手段として

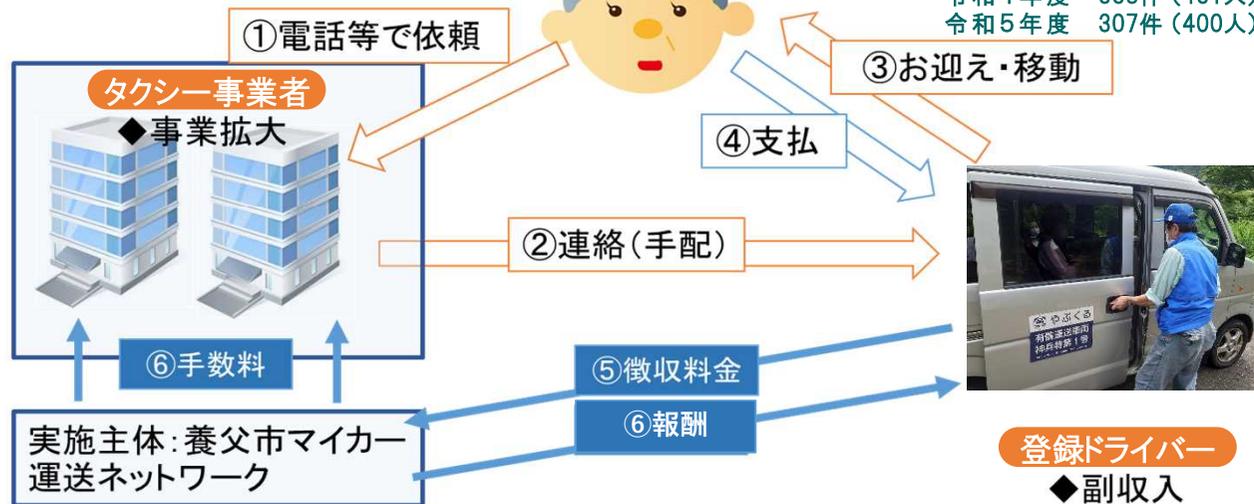
主な対象者
自動車を運転しない市民(高齢化等により運転できなくなった者を含む)

想定される利用方法
買物、医療機関(受診、薬の受け取り)、行政・金融等の手続き

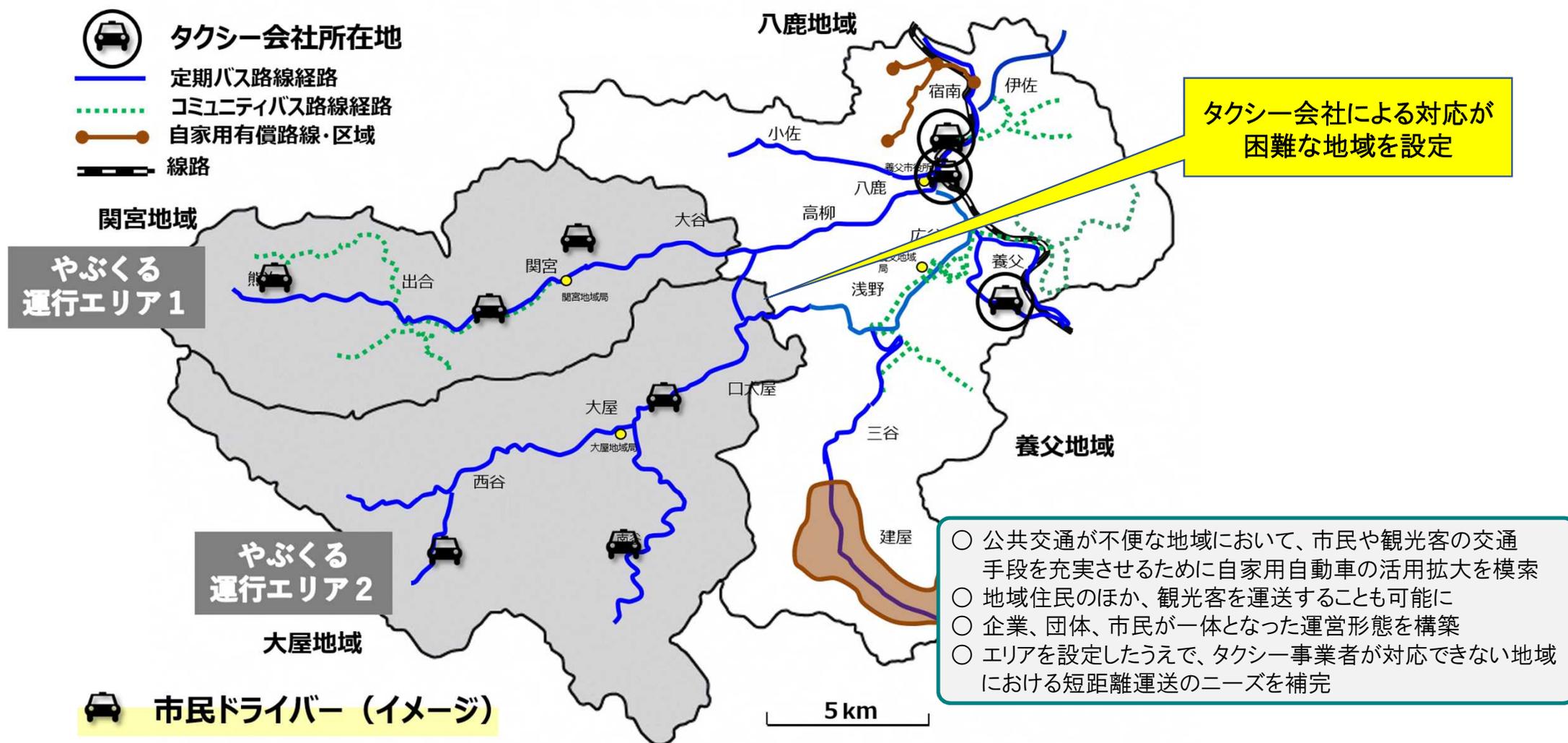
観光客の交通手段として

主な対象者
公共交通機関(電車やバスなど)を使って来訪した観光客

想定される利用方法
市内観光スポット間の移動(宿泊施設や駅などを含む)



「やぶくる」の運行エリア



運行エリアの拡大（令和6年4月1日～）

- 鉄道駅、中核病院、複合商業施設等に「やぶくる」利用者が移動するためには、路線バスやタクシーへの乗り継ぎが必要。やぶくる利用者にとって、交通・医療・買い物面で地域間格差が発生
- 令和6年3月に特区の区域計画の変更が認定され、これまで大屋地域・関宮地域にエリアを限定していたが、大屋地域・関宮地域からエリア外の要望が多かった主要6スポットへの運行が可能へ

住民が期待するやぶくるのあり方と波及効果

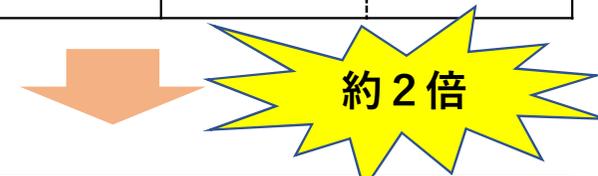
- ☞ エリア拡大による鉄道駅・医療・買い物面での **地域間格差の緩和**
- ☞ 二次交通への接続改善に伴う **利便性向上による利用者及び観光客の増加**



エリア拡大前後の利用者推移

【令和5年度】

	R5.4	R5.5	R5.6
大屋地域	12	16	11
関宮地域	20	41	32
合計	32	57	43



【令和6年度】

	R6.4	R6.5	R6.6
大屋地域	40	47	33
関宮地域	28	53	53
合計	68	100	86

自家用有償観光旅客等運送事業「やぶくる」の概要

実施区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大屋地域及び関宮地域（エリア間の横断不可） ・大屋地域及び関宮地域から主要6スポットへの運行（R6.4.1～） 		
料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・距離加算方式によるが、料金が変わる起点を行政区とした三角表を作成 初乗り運賃 2 kmまで800円 加算額 550mにつき100円を加算 待機料金 15分未満の待機は無料（以後15分ごとに500円加算） (タクシー料金の約50%～80%) 		
料金の配分	<p>利用料金のNPO法人登録ドライバー、タクシー事業者の配分割合は以下のとおり</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="472 836 1301 1114"> <p>大屋地域及び関宮地域内での運行</p> <p>NPO法人（運営費）：25% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：5%</p> </td> <td data-bbox="1339 836 2166 1114"> <p>主要6スポットへの運行</p> <p>NPO法人（運営費）：5% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：25%</p> </td> </tr> </table>	<p>大屋地域及び関宮地域内での運行</p> <p>NPO法人（運営費）：25% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：5%</p>	<p>主要6スポットへの運行</p> <p>NPO法人（運営費）：5% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：25%</p>
<p>大屋地域及び関宮地域内での運行</p> <p>NPO法人（運営費）：25% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：5%</p>	<p>主要6スポットへの運行</p> <p>NPO法人（運営費）：5% 登録ドライバー（報酬）：70% （燃料費、車両の維持費、保険等を含む） タクシー事業者（手数料）：25%</p>		
運行日・時間	<p>毎日（12/30～1/3除く） 受付・利用時間 8時～17時</p>		
事業の規模	<p>運行車両数8両 登録ドライバー8名（R6.7.1現在）</p>		

運行内容により異なる

登録ドライバー、車両の要件

ドライバー要件	<ul style="list-style-type: none">①令和6年4月1日現在で、年齢が21歳以上、75歳以下の方②普通自動車運転免許取得3年以上経過しており、過去2年以内に免停履歴がない方 ※ドライバー講習を受講していただきます。③任意保険(対人対物無制限、同乗者への保証が三千万円以上)に加入の方 ※賠償額が超過する場合に対応可能なバックアップ保険をNPO法人で加入し対応④携帯電話はスマートフォンをお持ちの方 ※予約、点呼をLINEを通じて行っているため必須⑤養父市民⑥心身共に健康な方⑦週に2～3日以上の運行業務に携わっていただける方⑧地域の課題解決に対し積極的に協力しようとする意志をお持ちの方⑨関係法令を順守し、安全運転に努めていただける方⑩反社会勢力に関係していない方
持込車両	<p><u>乗用車（軽自動車も可）</u> ※燃料費、整備費、保険料等は登録ドライバーの負担</p>

利用件数

(単位：件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市民	131	287	461	421	331	290
大屋	61	147	282	213	122	133
関宮	70	140	179	208	209	157
観光客等	38	18	4	4	7	17
大屋	19	9	2	2	0	6
関宮	19	9	2	2	7	11
合計	169	305	465	425	338	307

利用人数

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市民	204	424	536	541	418	368
大屋	90	202	305	257	142	157
関宮	114	222	231	284	276	211
観光客等	86	48	7	5	13	32
大屋	52	25	3	2	0	11
関宮	34	23	4	3	13	21
合計	290	472	543	546	431	400

ご清聴ありがとうございました

乗ってうれしい！
乗せてもうれしい！
みんなのマイカー運送

